

## 市民利用施設予約システム 利用者登録約款の変更のお知らせ

日頃から横浜市市民利用施設予約システムをご利用いただきありがとうございます。平成 22 年 9 月 1 日より、予約システム利用者登録約款を変更することとなりましたので、お知らせいたします。

横浜市市民利用施設予約システムとは…横浜市民によるスポーツ施設、公園施設及び文化施設の利用にあたり、電話及びインターネットからの利用申込みを可能とすることで横浜市民の利便性を高めるとともに、予約抽選の効率化を図ることを目的に横浜市が設置するシステムです。

<主な変更点>

### 1 個人登録・団体登録の条件を定めます。(個人及び団体約款第 3 条)

#### 【個人登録の条件】

- ・横浜市内在住、在勤、在学のいずれかを満たす 16 歳以上であること。

#### 【団体登録の条件】

- ・団体の構成員は 2 名以上であること。
- ・登録者は 16 歳以上であること。
- ・登録者は市内在住、在勤、在学のいずれかを満たすこと。
- ・団体構成員のうち、二分の一以上が市内在住、在勤、在学のいずれかを満たすこと。
- ・団体構成員のうち、二分の一以上が同一となる団体が既に登録されていないこと。

### 2 団体登録条件を満たしているかを確認するため、団体登録の申請にあたっては、団体名簿の提出が必須となります。(団体約款第 2 条)

団体申請を行う方は、団体構成員の個人情報を団体名簿に記載することについて、事前にご本人の同意を得ていただきますようお願いいたします。

### 3 不適正利用者についての取り扱いを規定します。(個人及び団体約款第 13 条)

約款違反や不適切な利用があったと認められる登録者及び登録団体については、横浜市、予約センター及び施設管理者から注意を行います。改善されない場合には、利用停止又は登録取消となりますので、ご注意ください。

(不適正利用の具体例及び利用停止、登録停止の取り扱いの詳細につきましては、別紙「横浜市市民利用施設予約システム 適切にご利用についてのお知らせ」のとおりです。)

### 4 個人情報の保護について、明記します。(個人及び団体約款第 18 条)

※ 上記 1 (個人及び団体約款第 3 条) については、約款が変更された後に新たに行われる登録申請及び登録内容変更等の諸手続を対象とします。

※ 変更後の約款全文は、予約システムホームページ又は施設内掲示でご確認ください。

本件に関するお問い合わせ先

施設窓口または横浜市市民利用施設予約センター (TEL: 045-290-6622)

## 横浜市市民利用施設予約システム 適正なご利用についてのお知らせ

日頃より横浜市市民利用施設予約システムをご利用いただきありがとうございます。

予約システムの利用にあたっては、一部の利用者により適正でない登録や抽選・予約申込みが行われ、予約システム及び施設の利用者全体の利用に支障をきたしているという声が、横浜市に寄せられております。

現状を改善するため、横浜市では、予約システム利用者登録約款の変更を行い、登録条件や申請事項等について約款で規定いたしました。

今後は、当約款に基づき、不適正な利用については注意を行うとともに、その後改善されない場合には2週間以内に登録の取り消しをさせていただくこととします。不適正なご利用の例は、次のとおりです。

### 【不適正な利用の例】

次のような行為は、他の利用者の利用機会を奪い、ご迷惑となりますので、ご遠慮ください。

- × 事実と異なる申請を行うこと。
- × 当選確率を上げるために、1つの団体が複数の利用者登録番号(登録ID)を使用して、抽選申込みを行うこと。
- × 1つの団体が、複数の団体名で登録を行うこと。
- × 申込みを行った団体とは異なる団体が、施設を利用すること。
- × 故意に予約とキャンセルを繰り返すこと。
- × はまっカード(登録ID)の譲渡 等

また、予約センター又は横浜市から問い合わせや注意を行う必要が生じた際、登録者ご本人と連絡が取れない場合には、利用を停止させていただくことがありますので、ご注意ください。

予約システム及び施設利用者全員が気持ち良く施設をご利用いただけるよう、御理解、御協力をお願いいたします。